

1 償却資産とは

法人や個人で事業をされている方の、**土地及び家屋以外の有形の事業用資産**（ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く）で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。

この資産は毎年、1月1日現在に所有されている償却資産を市役所へ申告していただくことになっています。【地方税法第383条】

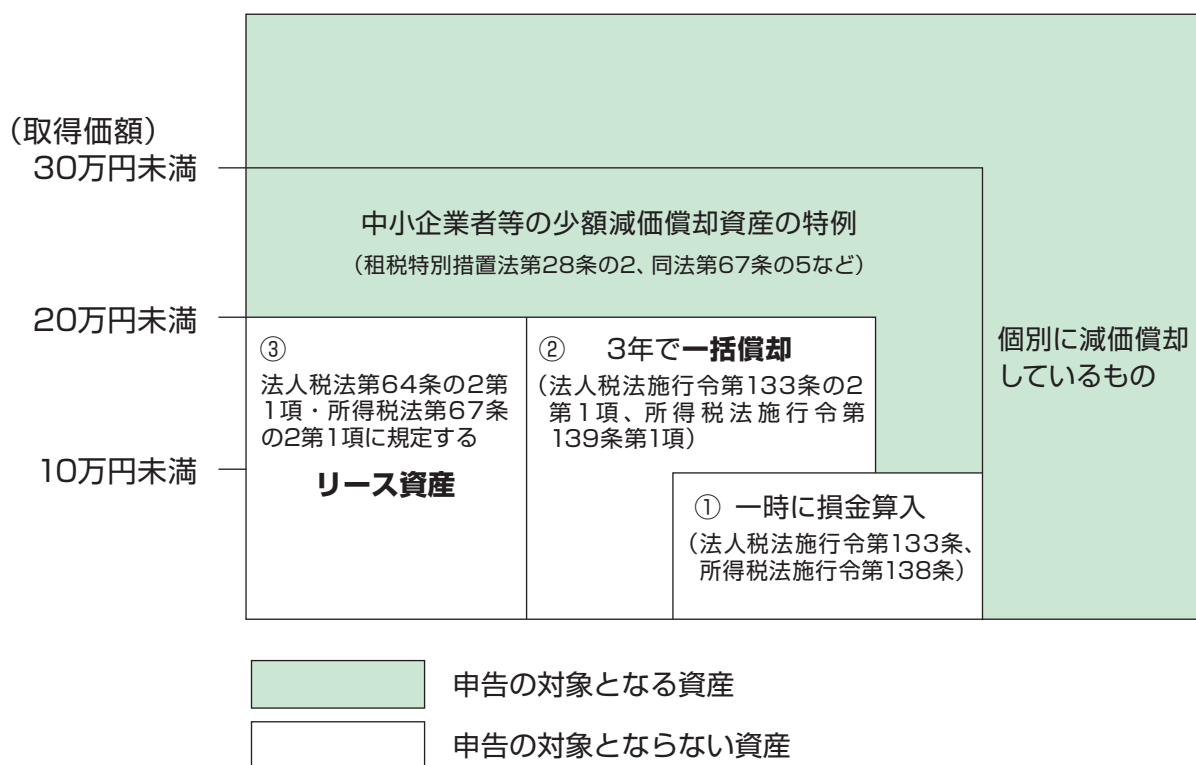
不動産賃貸業（賃貸住宅やテナントビル・貸駐車場など）を営んでおられる方も申告が必要です。

＜少額の減価償却資産の取扱い＞

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告の対象から除外する「少額資産」とは、以下の①～③のものをいいます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額20万円未満のもの

このことから、租税特別措置法の規定により中小企業者等の少額資産特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。



※個人の方は、取得価額が10万円未満の資産については、その全額を経費とすることとなっていますが、法人の場合は、個別に償却しているものがあれば、申告対象となります。

◎リース資産

リース資産については、通常リース会社からの申告となります。ただし、リース期間経過後、無償譲渡等の条件の付いた所有権留付分割賦販売に相当する資産については、買主からの申告が必要なものもありますので、契約書をご確認ください。

◎次のような資産も、事業のために使用されている場合は申告対象となります。

- ・簿外資産 (帳簿に記載されていない資産)
- ・償却済資産 (減価償却を終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産)
→取得価額の5%の額を、評価額とします。
- ・遊休資産 (稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- ・未稼働資産 (まだ稼働していないが、すでに完成している資産)

※資本的支出(改良費)は、本体部とは別に新たな資産として申告してください。

◎無形資産(法律上の権利や事実上の権利など)は申告の対象外です。

[法人税法施行令第13条第8項、所得税法施行令第6条第8項]

主に次のようなものがあります。

ソフトウェア、鉱業権、特許権、営業権、電気ガス・水道施設利用権 等

◎無登録車両の取扱いについて

大型特殊以外の自動車税が課税される自動車及び軽自動車税が課税される軽自動車等は、償却資産の申告対象から除かれます。

そのため、自動車及び軽自動車等が、無登録車(ナンバープレートのついていない車両)であっても償却資産の申告は必要ありません。

2 申告先

本社・事業所等が他市であっても、使用する償却資産の所在地が宝塚市であれば、その資産の申告先は宝塚市となります。

また、市内に事業所等が2か所以上ある場合は、一括して申告してください。

◎「決算期が3月」の事業者の方

固定資産税(償却資産)の法定申告期限は毎年1月31日となっております。

決算期に拘わらず、前年中に取得あるいは減少した資産については、期限までに申告くださいますようお願いします。

3 申告されない方、または虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

◎実地調査等のお願い

申告内容の確認、あるいは未申告者の資産調査のため実地調査等を行うことがありますので、その際は、ご協力をお願いします。[地方税法第353条及び第408条]

また、申告内容調査のため、国税資料(所得税又は法人税)の申告書類を閲覧することがありますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。[地方税法第354条の2]

4 過年度への遡及について

申告漏れ等の課税については、申告された年度だけでなく、5年を限度として遡及することになります。[地方税法第17条の5第5項]